

2024年度
関西学院大学ロースクール
C日程

一般入試（法学既修者）
開放型選抜入試（法学既修者）

民法問題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【民法問題】

次の文章を読んで、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

〔事実1〕

2023年4月1日、Aは、自己が所有する絵画（以下「甲」という。）をBに100万円で売却する契約を締結した。甲は、現代美術において著名なM作であり、契約当時の時価は100万円であった。この契約では、同年8月1日にBの自宅において代金支払と引換えに甲をBに引き渡すことが合意されていた。

2023年8月1日にBは代金100万円を用意して自宅で待機していたが、Aは現れなかった。Aに連絡したところ、Aは引渡期日を勘違いしており、改めて同年9月1日に持参するとBに申し出たため、Bは同日まで待つこととした。

2023年9月1日、Aは甲を梱包し自己の運転する自動車に乗せてB宅へ向かう途中の道路において、信号待ちで停車しているところにCが運転するトラックが衝突し、Aの運転する自動車が大破し甲も修復不能な程度に損傷した。

〔設問1〕

(1) Bは、Aに対して甲が滅失したためにその引渡しが無効となったとして損害賠償請求をしたいと考えている。BのAに対する請求は認められるか、Aの反論も踏まえて検討しなさい。なお、2023年9月1日時点で甲の価値は変わらず100万円であったとする。

(2) (1)と異なり、2023年7月にMが著名な賞を受賞したことによりM作の絵画の値段が上昇し、甲の価額も同年8月1日時点で150万円となり、さらに同年9月1日時点では200万円となり、BがAに対して損害賠償請求をした同年10月1日時点では250万円に上昇していたとする。この場合に、BはAに対して損害賠償請求するとして、その額についてはどの時点の甲の価額で請求し得るか。

〔事実2〕

XとYは、土地およびその土地上に存在する建物（以下「本件不動産」という。）を持分2分の1ずつで共有している。XおよびYは本件不動産を別荘として利用していたが、近年はXはほとんど利用していない状態であった。そこで、Xは、本件不動産を売却し、換価した金銭を2分の1ずつ取得することをYに申し出た。XとYは本件不動産について協議を重ねたが合意には至らず、Xは本件不動

産の競売による分割を裁判所に請求した。なお、2024年1月の時点で本件不動産は3000万円の評価額であった。

〔設問2〕

Xの請求は認められるか。2024年1月時点でYは2000万円の預金を有していたとして検討しなさい。

2024 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【C 日程：民法】

《出題趣旨》

設問 1 について

債務不履行を理由とする損害賠償責任についての基本的知識を問う問題。

(1) では、売買契約における目的物引渡債務について、債務者が履行遅滞に陥っている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときの責任について検討する問題である。413 条の 2 第 1 項は、この場合でも債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなすと規定しているため、甲の引渡債務を負う A が事故による甲の滅失につき、自己の責めに帰することができない事由によるものであるという抗弁をしたとしても認められない。

(2) は、填補賠償と価格騰貴に関する問題である。目的物の価格が騰貴している場合に、その滅失による損害賠償額はどの時点での価額を基準とすべきかが問われる。

(1) (2) とともに基本的な問題であるので条文に則してしっかりと検討することが求められる。

設問 2 について

令和 3 年の民法改正によって改正された共有物の分割請求についての知識を問う問題。改正された 258 条がこの事案において的確に適用できることが求められる。現行 258 条は、まず共有物の現物分割と賠償分割（改正前における全面的価格賠償および部分的価格賠償）の方法により裁判所は分割を命ずることができると規定されており、これらの方法により分割できないときに、競売による分割が認められる。この点を踏まえて検討していることが求められる。

《解説・講評》

設問 1 に関しては、(1) が条文に沿った基本的理解を問う問題であり、(2) が遅滞中の履行不能における目的物の価格騰貴の問題であり、同じような事例についての判例がない中で自らの見解を説得的に述べることができるかが問われた問題である。概ね、(1) に関しては債務不履行責任に基づく損害賠償につき条文に則して検討できて

いたが、(2)については、正確に損害の範囲の確定基準時、および、416条2項の予見可能性の基準時の問題として論じている答えは少なかった。

設問2に関しては、改正された条文であり、多くの答えが改正258条に基づいて処理ができていた。このような問題は適用条文さえわかれば後は条文の文言を適用するのみである。普段の勉強から、条文をもとに勉強していることが求められる。

以 上